

群馬県後期高齢者医療広域連合告示第2号

群馬県後期高齢者医療広域連合収納代理金融機関の指定について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第4項及び第9項の規定により、群馬県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の収納の事務の一部を取り扱う収納代理金融機関を次のとおり定め、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月14日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 松浦 幸雄

金融機関名	取扱店
株式会社三井住友銀行	本店、支店
株式会社足利銀行	本店、支店
株式会社北越銀行	本店、支店
株式会社東和銀行	本店、支店
株式会社栃木銀行	本店、支店
高崎信用金庫	本店、支店
桐生信用金庫	本店、支店
アイオー信用金庫	本店、支店
利根郡信用金庫	本店、支店
館林信用金庫	本店、支店
北群馬信用金庫	本店、支店
しののめ信用金庫	本店、支店
足利小山信用金庫	本店、支店
あかぎ信用組合	本店、支店
群馬県信用組合	本店、支店
ぐんまみらい信用組合	本店、支店
赤城橋農業協同組合	本所、支所
前橋市農業協同組合	本所、支所
高崎市農業協同組合	本店、支店
はぐくみ農業協同組合	本店、支店

北群渋川農業協同組合	本店、支所
多野藤岡農業協同組合	本店、支店
甘楽富岡農業協同組合	本所、支所
碓氷安中農業協同組合	本所、支所
あがつま農業協同組合	本店、支店
孺恋村農業協同組合	本所、支所
利根沼田農業協同組合	本店、支店
佐波伊勢崎農業協同組合	本店、支店
新田みどり農業協同組合	本店、支店
太田市農業協同組合	本所、支所
邑楽館林農業協同組合	本所、支所

改正文（平成21年広域連合告示第3-2号）抄
平成21年3月1日から施行する。

改正文（平成22年広域連合告示第5号）抄
平成22年3月1日から施行する。

改正文（平成23年広域連合告示第2号）抄
平成23年3月1日から施行する。

改正文（平成23年広域連合告示第4号）抄
平成23年4月23日から施行する。

改正文（平成24年広域連合告示第11号）抄
平成24年11月26日から施行する。

改正文（平成26年広域連合告示第13号）抄
平成26年10月14日から施行する。